

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和4年5月18日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2100176号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2200004号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年3月31日から同年4月1日まで

私は、A社に平成3年3月31日まで在籍し、同年4月1日にB社に転籍したが、厚生年金保険の記録では、請求期間が被保険者期間となっていないので、調査の上、同年4月1日をA社における資格喪失日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の回答により、請求者がA社に平成3年3月31日まで在籍していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、平成4年7月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間当時の事業主は既に亡くなっていることから証言を得ることができない上、同社に係る閉鎖事項全部証明書の役員欄において氏名が確認できる者に照会を行ったところ、社会保険及び給与計算の担当者であったとする者は、同社における社会保険料控除について不明である旨回答していることから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録によると、請求者と同様に平成3年3月31日にA社で厚生年金保険被保険者資格を喪失後、B社で同資格を取得している者の資格取得日は、同年4月1日となっており、被保険者期間に1か月の空白期間があることが確認できる。

さらに、前述の1か月の空白期間がある者に照会を行い、回答が得られた者から提出されたA社に係る平成3年1月から同年3月までの支給明細書並びにB社に係る同年4月から同年12月までの給与及び賞与に係る明細書により確認できる各社会保険料控除額(平成3年3月分の控除に係る資料なし)の合計額と、B社に係る平成3年分給与所得の源泉徴収票により確認できる社会保険料等の金額を検証した結果、請求期間に係る平成3年3月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことはうかがえない。

このほか、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料を所持していない上、請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。